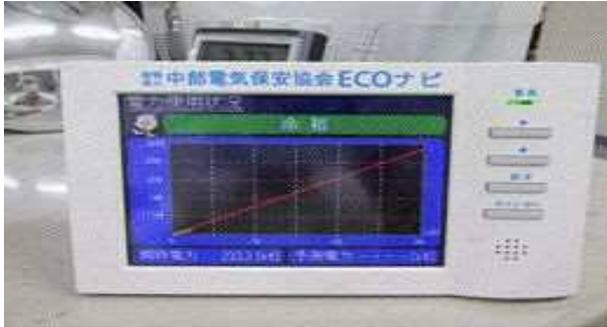


【9】環境実績結果（取組状況）

1. 環境負荷削減の実施

電力デマンド監視システム



ノーカー通勤実施



LED電灯(テント倉庫)



節電(間引き消灯)



アイドリングストップ実施



2. 環境学習の実施

当組合では、児童・生徒など中遠地域住民の環境学習の場として施設を開放し、環境保全や循環型社会の構築に対する啓発活動の推進も行っています。



粗大ごみ処理施設での環境学習

3. 環境上の緊急事態への準備及び対応

事故や天災などにより、油の流出、化学物質の放出などの環境上の緊急事態が発生する可能性があります。自らの事業活動において、環境に重大な影響を及ぼすような事故及び緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、環境汚染などが最小限の範囲で済むよう、あらかじめ有効な対策を実施するとともに緊急事態発生時の対応策を定め準備することが必要です。

そして、定めた対応策を可能な範囲で定期的な試行・訓練を行い、その対応策を職員に定着させると共に、いざというときに定めた対応策が十分に機能するかどうか検証することも必要です。

今年度は、令和6年3月5日に、中遠広域粗大ごみ処理施設のテントC選別コンベアからの出火を想定した火災訓練を実施し、対応策の手順が適切であり、問題点はないかを確認しました。



消火活動



消火活動



避難・安全確保



消防署火災現場の対策本部設置

4. 地域環境向上への対応(草刈作業実施)



5. 事業場周辺の環境モニタリング等の環境監視・環境計測及び公表

環境法令(廃棄物処理法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等)においては規制基準等があり、その遵守義務を求めています。その様なことから、中遠広域事務組合は、事業活動により環境へ与えている状況を常に計測し、その規制基準等を遵守状況を把握すると共に、施設の適正な維持管理に努めています。また、それらの測定結果につきましては、自組合のホームページにて公表しています。

下記は、その一例の令和5年度の一宮最終処分場と宇刈最終処分場の放流水の水質測定結果です

分析項目	単位	4/28	5/11	6/8	7/6	8/7	9/4	10/2	11/9	12/7	1/4	2/8	3/4	排水基準又は協定値
1 水素イオン濃度(pH)	-	7.1	7.8	7.5	7.2	7.3	7.9	7.6	7.3	7.4	7.5	7.9	7.7	5.8~8.6
2 浮遊物質量(SS)	mg/L	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	10以下 ^{※1}
3 化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.3	1.5	2.2	3.1	5.5	3.5	0.9	3.9	1.7	4.1	4.2	3.4	10以下 ^{※1}
4 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	3.3	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	2.2	12.0	2.8	10以下 ^{※1}
5 窒素含有量	mg/L	2.1	1.3	4.6	18.0	8.2	4.5	1.6	8.7	2.8	4.9	18.0	13.0	120(日間平均60)以下
6 塩化物イオン	mg/L	8,800	2,800	2,400	6,500	7,300	5,800	2,400	4,200	1,400	1,500	3,000	6,100	-
7 カルシウムイオン	mg/L	83	35	120	82	42	32	14	51.0	16	23.0	27.0	61.0	-
8 アルキルヘキサン抽出物質量含有量(鉱油)	mg/L	<0.5	-	-	-	<0.5	-	-	<0.5	-	-	<0.5	-	5以下
9 アルキルヘキサン抽出物質量含有量(動植物油)	mg/L	<0.5	-	-	-	<0.5	-	-	<0.5	-	-	<0.5	-	5以下
10 大腸菌数	個/cm ³	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	日間平均3,000以下
11 フェノール類含有量	mg/L	<0.05	-	-	-	<0.05	-	-	<0.05	-	-	<0.05	-	5以下
12 銅含有量	mg/L	<0.1	-	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	3以下
13 亜鉛含有量	mg/L	<0.1	-	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	2以下
14 溶解性鉄含有量	mg/L	<0.1	-	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	10以下
15 溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.1	-	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	10以下
16 クロム含有量	mg/L	<0.01	-	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	2以下
17 塩素含有量	mg/L	<0.05	-	-	-	0.10	-	-	<0.05	-	-	<0.05	-	16(日間平均8)以下
18 芳香族及びその化合物	mg/L	<0.1	-	-	-	0.1	-	-	<0.1	-	-	0.1	-	8以下
19 カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.003	-	-	-	<0.003	-	-	<0.003	-	-	<0.003	-	0.1以下
20 シアン化合物	mg/L	<0.1	-	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	1以下
21 鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	-	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	0.1以下
22 六価クロム化合物	mg/L	<0.01	-	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	0.1以下
23 亜硫酸及びその化合物	mg/L	<0.01	-	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	0.1以下
24 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	-	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	0.005以下
25 アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	-	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	検出されないこと(0.0005未満)
26 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	<0.0005	-	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	0.003以下
27 ほう素及びその化合物	mg/L	0.2	-	-	-	0.3	-	-	0.2	-	-	0.2	-	10以下
28 アモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.9	-	-	-	6.1	-	-	6.2	-	-	17.9	-	100以下
29 有機磷	mg/L	<0.1	-	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	1以下
30 トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	-	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	0.3以下
31 テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	-	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	0.1以下
32 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	-	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	3以下
33 四塩化炭素	mg/L	<0.002	-	-	-	<0.002	-	-	<0.002	-	-	<0.002	-	0.02以下
34 ジクロロメタン	mg/L	<0.02	-	-	-	<0.02	-	-	<0.02	-	-	<0.02	-	0.2以下
35 1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	-	-	-	<0.004	-	-	<0.004	-	-	<0.004	-	0.04以下
36 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	-	-	-	<0.006	-	-	<0.006	-	-	<0.006	-	0.06以下
37 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	-	-	-	<0.02	-	-	<0.02	-	-	<0.02	-	1以下
38 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	-	-	-	<0.04	-	-	<0.04	-	-	<0.04	-	0.4以下
39 1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.002	-	-	-	<0.002	-	-	<0.002	-	-	<0.002	-	0.02以下
40 チウラム	mg/L	<0.006	-	-	-	<0.006	-	-	<0.006	-	-	<0.006	-	0.06以下
41 シマジン	mg/L	<0.003	-	-	-	<0.003	-	-	<0.003	-	-	<0.003	-	0.03以下
42 チオベンザルブ	mg/L	<0.02	-	-	-	<0.02	-	-	<0.02	-	-	<0.02	-	0.2以下
43 ベンゼン	mg/L	<0.01	-	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	0.1以下
44 キシレン	mg/L	<0.01	-	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	0.1以下
45 1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	-	-	-	<0.05	-	-	<0.05	-	-	<0.05	-	0.5以下
46 ダイオキシン類	ng-TEQ/L	0.000021	-	0.000015	-	0	-	0.000003	-	0.000025	-	0	-	1以下 ^{※2}

備考1.表中の“<”は“未検”を表す
 2.排出基準(1)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)別表第1による。
 ただし、※1の付された基準は、地元協定値、※2の付された基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法施工規則」別表第2による。
 3.排出基準又は協定値における「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

分析項目	単位	4月20日	6月8日	8月7日	10月2日	12月4日	2月8日	基準又は協定値
1 水素イオン濃度(pH)	-	8.5	8.5	8.4	8.5	8.4	8.5	5.8~8.6
2 浮遊物質量(SS)	mg/L	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	10以下 ^{※1}
3 化学的酸素要求量(COD)	mg/L	0.8	1.9	2.2	1.0	1.9	2.0	10以下 ^{※1}
4 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.8	10以下 ^{※1}
5 アルキルヘキサン抽出物質量含有量(鉱油類含有量)	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5以下
6 アルキルヘキサン抽出物質量含有量(植物油類含有量)	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5以下
7 大腸菌数	個/cm ³	0	0	0	0	0	0	日間平均3,000以下
8 フェノール類含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5以下
9 銅含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	3以下
10 亜鉛含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2以下
11 溶解性鉄含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10以下
12 溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10以下
13 クロム含有量	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	2以下
14 窒素含有量	mg/L	7.6	7.6	7.6	7.6	6.3	6.3	120(日間平均60)以下
15 磷含有量	mg/L	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	16(日間平均8)以下
16 芳香族及びその化合物	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	8以下
17 カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下
18 シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
19 鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
20 六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.5以下
21 亜硫酸及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
22 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
23 アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと(0.0005未満)
24 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下
25 ほう素及びその化合物	mg/L	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	10以下
26 アモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	7.0	7.0	7.0	7.0	6.3	6.3	100以下
27 有機磷	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
28 カルシウムイオン	mg/L	87	100	77	92	98	81	-
29 塩化物イオン	mg/L	210	250	320	260	280	320	-
30 トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
31 テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3以下
32 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3以下
33 四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
34 ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下
35 1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
36 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下
37 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1以下
38 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
39 1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
40 チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下
41 シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下
42 チオベンザルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下
43 ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
44 キシレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
45 1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5以下
46 ダイオキシン類	ng-TEQ/L	-	-	-	-	-	-	10以下 ^{※2}

備考1.表中の“<”は“未検”を表す
 2.排出基準(1)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)別表第1による。
 ただし、※1の付された基準は、地元協定値、※2の付された基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法施工規則」別表第2による。
 3.排出基準又は協定値における「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。